

火災予防条例（火を使用する設備の日常点検項目）

みなさまご存知の通り、消防法第9条にて『火を使用する設備』『住宅用防災器具』『少量危険物等の取扱い』などについては、各市区町村の火災予防条例で規定されるようになってきています。

今回は、その中で『火を使用する設備』に関して、簡単な日常点検のポイントをまとめてみました。

また、消防設備の付加基準については、各市によって違いあり、その内容もまとめました。

<火を使用する設備>

	設備の種類	日常の管理	その他
1	炉	①各設備の『 離隔距離 （設備と工作物や可燃物と一定の距離を離さねばならない。設備ごとに決まっている）』が保たれているか ②周囲が 整理・整頓し、可燃物 が放置されていないか ③ 可燃物 が落下、接触する位置にないか ④ 換気が有効 にできているか ⑤地震等により 転倒しない か ⑥熱量 350kw 以上は、 防火区画 されているが、区画が形成されているか ⑦ガスホース使用時、 ホースバンド に緩みがないか	かま内がすすで目詰まりないか
2	ふろがま		ダクト内グリスフィルターの清掃状況の確認
3	温風暖房機		特防、高層建築、地下街の場合、設置されている消火装置の点検の確認
4	厨房設備		安全弁等の確認
5	ボイラー		温度以上時の警報設備の確認
6	ストーブ（移動式を除く。）		消火器必要（大阪市他※1）
7	乾燥設備		
8	サウナ設備（放熱設備）		防振材に問題ないか
9	簡易湯沸設備（20kw以下）		
10	給湯湯沸設備		
11	ヒートポンプ冷暖房機		
12	火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムプレッター、起毛機、反毛機等）	① 整理、清掃し 、みだりに火気が使用されていないか ② 換気が有効 にされているか	消火器必要（大阪市※2）
13	放電加工機	① 整理、清掃し 、みだりに火気が使用されていないか ② 換気が有効 にされているか ③電極を確実に取付、異常放電ないか	自動消火装置の点検の確認
14	変電設備（20kw以下は除く。）	①各設備の 標識 の確認	消火器必要（大阪市他※2）
15	内燃機関を原動力の発電設備	②必要な点検を実施しているか	500kw 以上大型消火器必要（神戸・尼崎・堺・東大阪・奈良・京都市）
16	燃料電池発電設備	③ケーブル等の 貫通部に貫通処理 がされているか	
17	蓄電池設備（4800A/h・セル未満除く）	④ 換気が有効 にされているか	
18	急速充電設備	⑤雨等水が浸入していないか	消火器必要（大阪市）
19	ネオン管灯設備	①必要な点検を実施しているか	
20	装置等の電気設備（工事、農事等のために一時的に使用する電気設備も含む）	①電動機、照明器具等は、可燃物を加熱する場所に設けられていないか ②工事等に用いる分電盤は、雨等により障害を受けないか ③専用の開閉器を設け、自動遮断の装置がとられているか	

※1.「サウナ設備」大阪・堺・八尾・東大阪・奈良・和歌山市 **消火器必要**

※2.「変電設備・蓄電池設備・各発電設備」「火花を生ずる設備」

大阪・堺・八尾・東大阪・和泉・奈良・和歌山市・神戸・尼崎・京都市 **消火器必要**

◆大阪・堺・八尾・東大阪・神戸市は、

1,000kw 以上の「**変電設備、内燃機関・燃料電池発電設備**」には、**ガス消火設備等**の設置が必要

◆京都市は、**常時無人の変電設備**（常時友人の同一敷地内は除く）には、**ガス消火設備等**の設置が必要

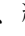
都市によって
消火設備の付加
基準が違います




<火を使用する器具>

	設備の種類	日常の管理	その他
1	液体燃料を使用する器具	①各器具の『 離隔距離 』が保たれているか ②周囲が 整理・整頓し、可燃物 が 放置されていないか ③地震等で 可燃物が落下 するおそれがないか ④地震等により 転倒しないか ⑤縁日等で使用する場合、消火器を設置必要	使用中に燃料を補給しない
2	個体燃料を使用する器具		火鉢等の底の遮熱措置
3	ガス燃料を使用する器具		ホースバンド の緩みの確認
4	電気を熱源とする器具		通電状態で放置されて いないか

注意！上記は、大阪市火災予防条例を基本に大阪府近郊の火災予防条例を参考にまとめました。
 詳細は、「自治体 WEB 例規集 (<http://www.hi-ho.ne.jp/tomita/reikidb/reikilink.htm>)」より
 火災予防条例をご確認ください

消防設備点検結果報告書の捺印が簡素化になります

消防設備点検報告書で、詳細の報告書の中で「防火管理者」「立会者」のところに、捺印を押さなければなりません。関係者の方には、結構時間がかかる作業でしたが、この度  がなくなり捺印が簡素化になります。消防機関において報告義務者でない方にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いと考えられ、また、自治体における電子申請システムの導入に当たり、防火対象物の関係者以外の方すべての電子証明書が必要になり、当該電子申請システムが利用されにくくなる可能性がある等の弊害が予見されることが主な理由だそうです。

施行期日	2019年7月1日より
改正後	別記様式第1 (その1) 消火器具点検票 
	別記様式第1 (その1) 消火器具点検票 
改正前	別記様式第1 (その1) 消火器具点検票 
	別記様式第1 (その1) 消火器具点検票 